

ミニバス広告募集要項

1 募集内容

知立市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、知立市内で運行する「ミニバス」車両に掲載する有料広告を募集します。

2 広告の媒体及び媒体数等

(1) 広告媒体

知立市「ミニバス」車両 計5台

(2) 路線名等

路線名	運行車両	運行便数	運行距離	R2 乗車人数
				R1 乗車人数
1 (グリーン) コース	日野リエッセ	9 便	14.4 km	40,459 人
				58,276 人
2 (パープル) コース	日野ポンチョ	9 便	15.7 km	30,216 人
				44,059 人
3 (オレンジ) コース	日野ポンチョ	11 便	13.4 km	57,051 人
				71,071 人
4 (ブルー) コース	日野ポンチョ	10 便	15.1 km	26,427 人
				38,620 人
5 (イエロー) コース	日野レインボー	11 便	13.8 km	69,281 人
				93,591 人

※運行事業者はすべて名鉄バス(株)知立営業所です。

※令和2年度及び令和元年度実績は参考数値であり、今後の乗車人数が同程度であると保証するものではありません。

※運行経路は知立市ホームページにてご確認ください。

3 広告の掲載可能期間

広告の掲載可能期間は、原則として令和5年3月31日(金)までとします。ただし、1(グリーン)コースは令和4年度中に買換え予定であるため、令和4年9月30日(金)までとします。

※広告の掲載は、申請をいただいてから約2カ月後からとなります。

※月の途中からの掲載開始又は月の途中までの掲載終了も可能ですが、それぞれ掲載開始月の1日から掲載または掲載終了月の最終日まで掲載したものとして取り扱います。

※年始(1月1日～3日)、荒天によりミニバスの運行を休止した日、車両の点検、修理等により代車で運行した日は広告の掲載除外日とします。

4 掲載規格及び料金等

(1) 掲載規格・基本料金

広告の掲載サイズは、本要項4～8ページに記載したサイズ以内とします。広告料は1 cm²当たりの単価(月額)に広告枠の設置面積及び広告掲出許可期間を乗じた額とし、1 cm²未満の端数があるときは、切り上げて1 cm²として計算することとします。

【基本料金】

No.	掲載場所	1 cm ² 当り単価(月額)
①	運転席側	1 円/cm ²
②	乗降口側	1 円/cm ²

※上表の掲載料金には広告の作製費用等は含まれていません。これらの費用は広告主側で負担してください。

(2) 掲載方法

広告主が作成したステッカーまたはマグネットシートを、掲載日の1週間前までに市に提出してください。作成したステッカー等が広告であることがわかるように、**「広告」**と記載をさせていただきます。その後掲載広告を返却しますので、広告主にてバス車体に掲載をしていただきます。

5 広告の掲載申込み方法

以下の書類をまちづくり課に提出してください。

- ア 知立市ミニバス広告掲載申込書
- イ 会社案内等(会社の概要が分かるもの)
- ウ 知立市に滞納が無いことを証明する書類
- エ 掲載しようとする広告素案

6 広告掲載決定までの流れ

(1) 広告掲載の決定

提出された知立市ミニバス広告掲載申込書等を知立市広告掲載等実施要綱等(以下「要綱等」という。)に基づいて審査し、結果を文書で通知します。

(2) 複数の事業者等が同一の掲載位置への広告掲載を希望したときの取扱い

広告主として適当であると認められる複数の事業者等の希望する掲載位置が重複したときは、次に掲げる順位により掲載する広告主を決定することとします。

第1順位…市内に事務所又は事業所を有する事業者

※上記の順位によっても、掲載広告を決定できない場合は、抽選により決定します。

7 広告掲載料等に関する事項

(1) 納入方法

市が交付する納入通知書により、指定する期日までに納入してください。

(2) 広告掲載車両が運行しなかった場合の取扱い

車両の故障、事故等により広告の掲載等を行っている車両による運行を1月以上休止

した場合は、運行を休止した月数分の広告掲載料を還付します。

(3) 広告掲載に係る代車運行

広告物の貼付け作業等を実施する際に代車運行が必要となる場合、その費用は広告主の負担となります。

8 掲載を決定した広告の変更・取下げ等

(1) 広告の変更

会社名の変更等、市がやむを得ない事情として認めた場合は、広告を変更することができます。この場合、変更の内容と理由を記した申出書に変更後の広告素案を添えて、まちづくり課に提出してください。

(2) 広告の取下げ

掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、取下げの理由を記した申出書をまちづくり課に提出してください。この場合、原則として広告掲載料は還付しません。

(3) 掲載中の広告の撤去

市が指定する日までに広告掲載料が納入されない等の理由により広告掲載が取り消された時、市が広告の撤去を要請した時は、速やかに広告を撤去していただきます。

9 お問い合わせ先

窓 口：知立市役所 都市整備部 まちづくり課 まちづくり推進係

住 所：〒472-8666 知立市広見3丁目1番地

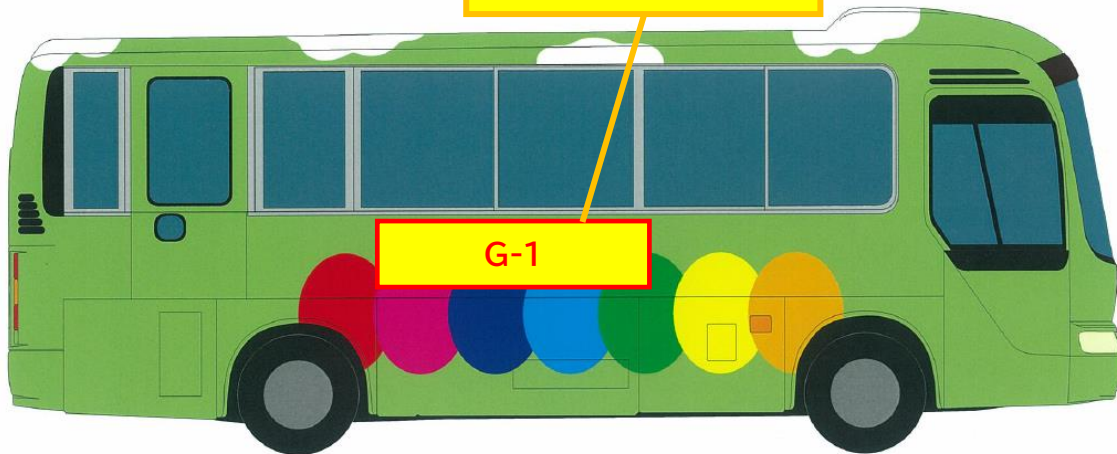
電 話：0566-95-0158

F A X：0566-83-1141

電子メール：matidukuri@city.chiryu.lg.jp

運転席側

縦:約 50 cm×横:約 160 cm



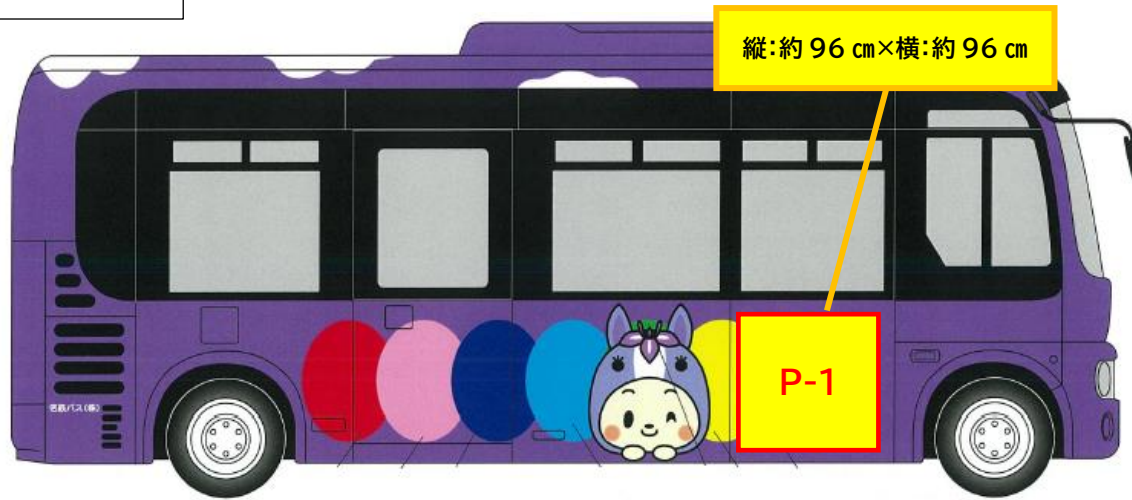
広告掲載可能スペースの位置
及び最大掲載サイズ(①リエッセ)

乗降口側

縦:約 50 cm×横:約 160 cm

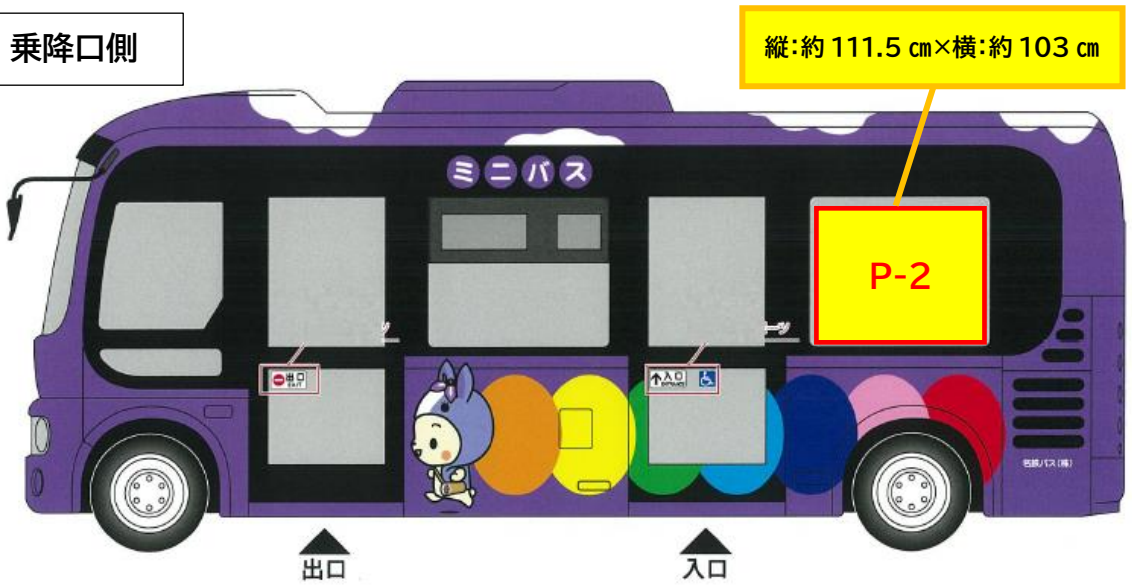


運転席側

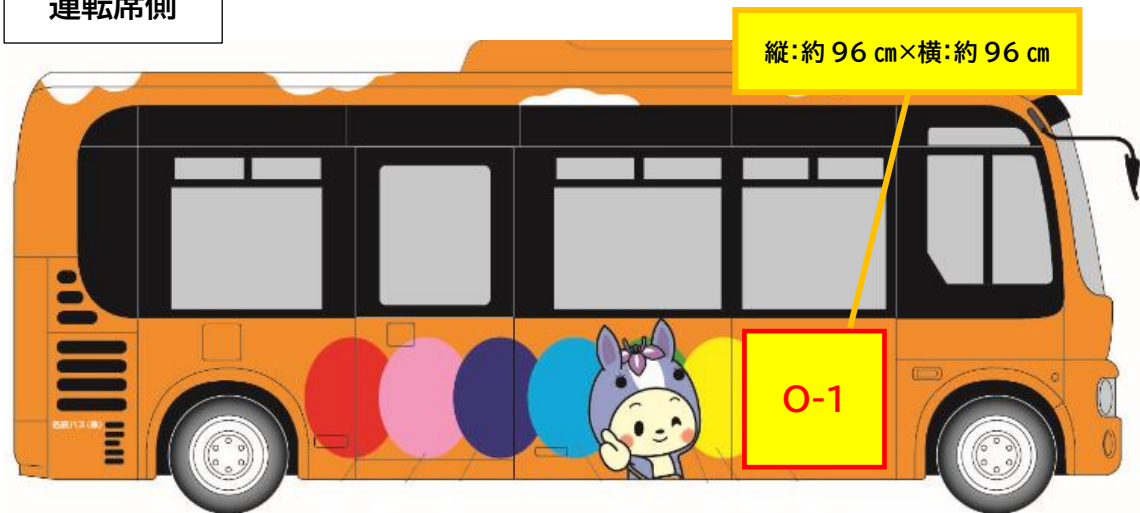


広告掲載可能スペースの位置
及び最大掲載サイズ(②ポンチョ)

乗降口側



運転席側

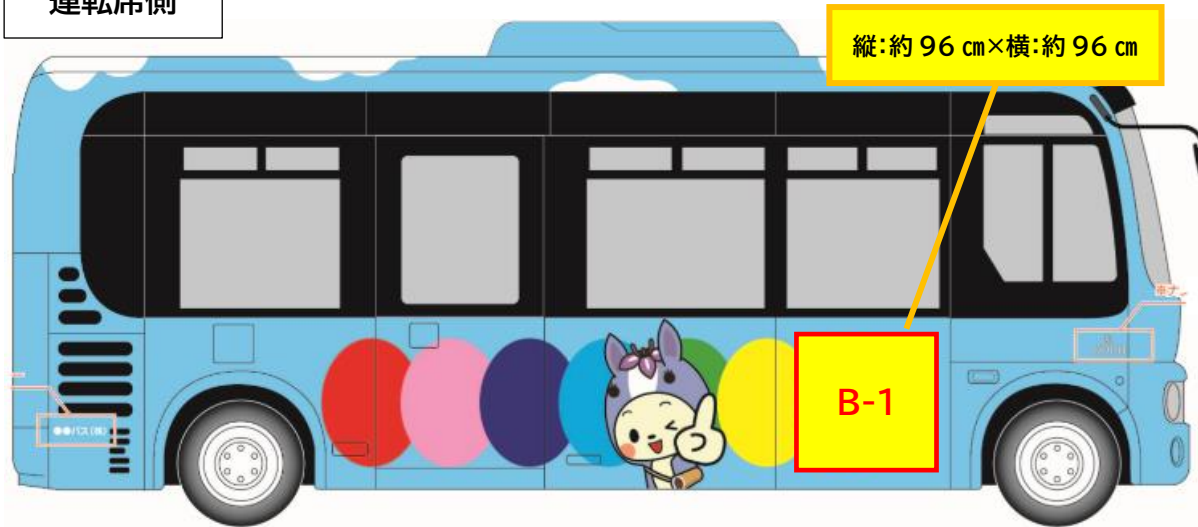


広告掲載可能スペースの位置
及び最大掲載サイズ(③ポンチヨ)

乗降口側



運転席側

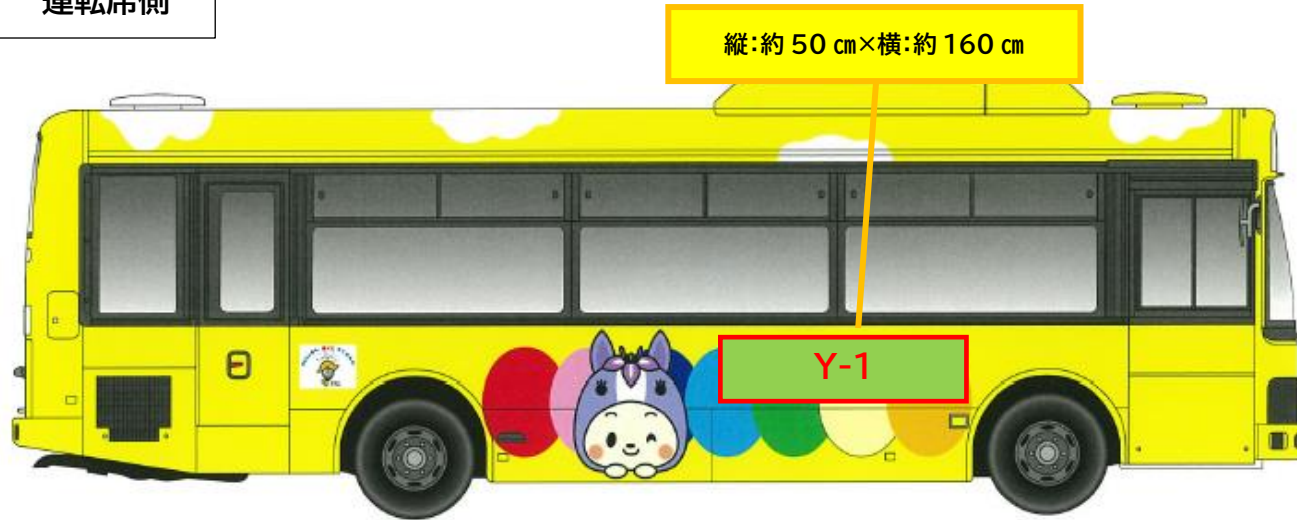


広告掲載可能スペースの位置
及び最大掲載サイズ(④ポンチョ)

乗降口側



運転席側



広告掲載可能スペースの位置
及び最大掲載サイズ(⑤レインボー)

乗降口側

